自転車の交通違反に反則金！

2026.4.1.からはじまります。

- 自転車の交通ルールを守らないと、交通違反になります。
- 交通違反をすると反則金というお金を払わないといけません。
- 対象者（反則金を払わないといけない人）は16歳以上の人です。

交通違反の種類

※自転車の交通違反は全部で113種類あります。ここに書いていない違反もあります。

※わからないことは近くの警察署で聞いてください。

①

携帯電話を使いながら自転車を運転するのは違反です。
反則金　￥12,000

②

踏切の手前では、一度止まって安全確認をしないと違反です。
反則金　￥6,000

③

信号を守らないと違反です。進んでいいのは、青信号(緑色の信号)の時だけです。
反則金　￥6,000

④

道路の右側を走ることは違反です。
反則金　￥6,000

⑤

『止まれ』の標識のある場所では、一度止まって安全確認をしないと違反です。

反則金　￥5,000

⑥

イヤホンをつけて、音楽を聴くなど、周りの音が聞こえないような状態で運転すると違反です。
反則金　￥5,000

⑦

傘をさして自転車を運転することは違反です。
反則金　￥5,000

⑧

自転車に大きな荷物を載せて走ると違反です。
反則金　￥5,000

⑨

夜、自転車の電気をつけないで運転すると違反です。
反則金　￥5,000

⑩

他の人と並んで走ると違反です。
反則金　￥3,000

⑪

1台の自転車に他の人と一緒に乗ると違反です。
反則金　￥3,000

チャイルドシートを使えば、小学生になる前の子ども（6歳までの子ども）と一緒に乗ることができます。
運転できるのは16歳以上の人です。
一緒に乗ることができるのは、子ども2人までです。

⑫

歩道を走ることは違反です。　反則金　￥6,000

次の1～3の時は歩道を走ることができます。

1 歩道を走ってもいいという標識がある時。

2 12歳以下の子どもと、70歳以上の人、身体に障害がある人。

3 道路を走る車がたくさんいる時、道路の幅が狭い時。

標識

- 交通違反をすると、警察官から青切符（交通違反の書類）と反則金の納付書（お金を払うための書類）を渡されます。

- 決められた日までに、納付書を銀行や郵便局などに持って行き、反則金を払えば手続きは終わりです。
- 決められた日までに、反則金を払わないと、裁判になる可能性があります。

自転車も　ルールを守って　安全に！

岐阜県警察

岐阜県警察 公式Facebook